

Q、認定員は、複数の単位団で指導者登録できました。スタートコーチ，コーチングアシスタントについても複数単位団のカケモチ登録が可能になるのでしょうか？

A、日本スポーツ少年団では、重複登録については規定がなく、各県裁量となっています。  
茨城県では、2019年度まで、重複登録を認めてきました。

しかし、指導者制度改定により今後のトラブルを避けるため、有資格指導者については、主たる登録団の届出をしていただき、その単位団だけで有資格指導者としてカウントするルールを作りたいと思います。役員、スタッフ、団員については、重複登録を認めます。

Q、令和2年度からの登録において、「その他の無資格指導者」は「役員」または「スタッフ」として登録する。（講義資料NO. 29）とあるが、そもそもこの二つを設定した際の、それぞれの役割の違いを教えてください。どういった人が「役員」でどういった人が「スタッフ」にあたるのか。現在の認識としては、「各単位団でその役割を決めて良い。」であるが、なぜこの二つを設定したのかが知りたい。その内容に応じて各単位団にアドバイスしたい。

A、「役員」・「スタッフ」については、公認スポーツ指導者資格を保有されていない方が登録するための新しい登録区分として設定されました。

「役員」・「スタッフ」に登録する方の条件・役割の違いは、日本スポーツ少年団としては設定していません。各単位団の実状に合わせて「役員」と「スタッフ」を使い分けてください、とのことです。

※「役員」のみ 「スタッフ」のみでも良いということか

日本スポーツ少年団が二つの名称を設定したということは、分ける必要があると考えたということか。

Q、上記の質問に関連するが、無資格で指導する場合、「役員」または「スタッフ」となると思うが、過日の講義の中で、「無資格指導者（役員またはスタッフ登録）で指導をする場合、ケガなどをした場合、保険などの適応がなく、守ってくれるものがない。」とあったが、であれば登録料を支払って、「役員」や「スタッフ」に登録をする必要があるのか、をお聞きしたい。各単位団に登録する必要性を説明したい。

A、基本的には、「役員」・「スタッフ」は、団運営に携わる者とし、有資格指導者は技術・技能指導にあたると考えていただければと思います。

※単位団によっては、「団運営に携わる」、というだけなら一般の（登録なしの）父兄と差異がない。ならば、登録料を支払う必要はない、ということになるのでしょうか

Q、令和5年9月までに今の認定員からコーチングアシスタントに移行する際には初期手数料3000円と更新費の10000円を納めるほかに何か講習等は受ける必要はあるのでしょうか？

また新指導者制度のコーチングアシスタントになることで定期的な講習を受けることはあるのでしょうか？

A、2020年度から認定員の名称はなくなり、JSP O公認スポーツリーダーとなります。このJSP O公認スポーツリーダーの方々は、2023年までにコーチングアシスタントへの資格移行が必要です。

その際（2023年までの資格移行＝1回目）には、初期登録手数料3000円・資格登録料10000円が必要となりますが、講習は必要ありません。

その後、コーチングアシスタントの資格を更新（2回目）するためには、4年ごとに更新研修と資格登録料10000円が必要となります。

Q、競技別指導者資格を既に保有している指導者についてです。

コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4、教師、上級教師といった指導者資格を既に保有している方は、コーチングアシスタントの移行免除ができるということです。具体的な資料が手元になく、詳細の把握に苦慮しております。各競技別資格の他、ジュニアスポーツ指導員等の資格を保有している指導者もおります。この方も移行免除になるのかについても、教えていただければと思います。

・2019年度に少年団登録がある公認スポーツ資格保有者

（本年度中に認定員に資格移行をする必要があるか？資格移行をしておかなくても、「少年団の理念を学んだ」有資格指導者とみなされるのか。）

・2019年度に少年団登録がない公認スポーツ資格保有者

※移行免除があるのか。

公認スポーツ資格保有者は、コーチングアシスタントに移行するのがベストか、スタートコーチに養成講習会を受講するのがベストか

Q、サッカーのC級ライセンス等JSP O公認スポーツ指導者資格相当の資格についてはどのような扱いになるか

Q、JSP O公認スポーツ指導者資格を持っている方で認定員の資格を持っていない方を指導者登録する際には「スポーツ少年団の理念を学んだ」ものとはみなされないという認識で間違えございませんでしょうか。

A、有資格指導者ではありますが、「スポーツ少年団の理念を学んだ」指導者とはみなされません。

Q、またその場合の「スポーツ少年団の理念を学んだ」を達成するには、スタートコーチの講習会に参加するしかないのでしょうか。

A、スタートコーチ養成講習会をうけてスタートコーチを取得してください。その場合、公認資格保有者は、講習会カリキュラムの一部免除があります。

Q、新たに団を作りたい場合

2020年??月 スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講

2021年10月 スタートコーチ認定

となりますか。その際、団登録は2021年もしくは2022年に可能となるのでしょうか。可能になるならば登録手続きの月もお教えてください。

Q、移行期間の2020年～2023年度の登録

スポーツ少年団認定員とスポーツリーダーが混在している状態になるということでしょうか。

A、2020年度以降は、すべて、JSPPO公認スポーツリーダーとなります。

（現在、認定員の方々は、「認定員」という資格と、「JSPPO公認スポーツリーダー」という資格と二つ持っている状態ですが、2019年度をもって、認定員という資格はなくなりますので、2020年度以降は、JSPPO公認スポーツリーダーの資格のみ保有する状態になります。）